

# 平成24年第4回幕別町議会定例会

## 発議説明資料

発議第11号説明資料	1
発議第12号説明資料	4

発議第11号 説明資料

幕別町議会会議規則の一部を改正する規則 新旧対照表

現 行 規 則	改 正 規 則
<p>○幕別町議会会議規則 (昭和62年3月24日 議会規則第1号)</p> <p>第1条～第16条 略</p> <p>(修正の動議) 第17条 <u>法第115条の2</u> (修正の動議)の規定によるものを除くほか、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、2人以上の者の発議によらなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第18条～第72条 略</p> <p>(所管事務等の調査) 第73条 略 2 議会運営委員会が、<u>法第109条の2第4項</u>に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p> <p>第74条～第116条 略</p>	<p>○幕別町議会会議規則 (昭和62年3月24日 議会規則第1号)</p> <p>第1条～第16条 略</p> <p>(修正の動議) 第17条 <u>法第115条の3</u> (修正の動議)の規定によるものを除くほか、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、2人以上の者の発議によらなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第18条～第72条 略</p> <p>(所管事務等の調査) 第73条 略 2 議会運営委員会が、<u>法第109条第3項</u>に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p> <p>第74条～第116条 略</p> <p>第14章 <u>公聴会</u> (公聴会開催の手續) 第117条 <u>議会が、法第115条の2第1項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。</u> 2 <u>議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。</u></p>

現 行 規 則	改 正 規 則
	<p><u>(意見を述べようとする者の申出)</u>  第118条 <u>公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。</u></p> <p><u>(公述人の決定)</u>  第119条 <u>公聴会において、意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定により、あらかじめ申し出た者及びその他の者の中から議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。</u>  2 <u>あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。</u></p> <p><u>(公述人の発言)</u>  第120条 <u>公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</u>  2 <u>前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。</u>  3 <u>公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。</u></p> <p><u>(議員と公述人の質疑)</u>  第121条 <u>議員は、公述人に対して質疑をすることができる。</u>  2 <u>公述人は、議員に対して質疑をすることができない。</u></p> <p><u>(代理人又は文書による意見の陳述)</u>  第122条 <u>公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。</u></p> <p>第15章 <u>参考人</u>  <u>(参考人)</u>  第123条 <u>議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考</u></p>

現 行 規 則	改 正 規 則
<p>第14章 会議録  <u>第117条</u> 略            第118条 略            第119条 略            第120条 略</p> <p>第15章 全員協議会  <u>第121条</u> 略            2～3 略</p> <p>第16章 議員の派遣  <u>第122条</u> 略            2 略</p> <p>第17章 補則  <u>第123条</u> 略</p>	<p><u>人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</u>  <u>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</u>  <u>3 参考人については、第120条（公述人の発言）、第121条（議員と公述人の質疑）及び第122条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。</u></p> <p>第16章 会議録  <u>第124条</u> 略            第125条 略            第126条 略            第127条 略</p> <p>第17章 全員協議会  <u>第128条</u> 略            2～3 略</p> <p>第18章 議員の派遣  <u>第129条</u> 略            2 略</p> <p>第19章 補則  <u>第130条</u> 略</p>

幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町議会委員会条例 (昭和62年3月25日 条例第12号)</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(特別委員会の設置)</p> <p>第5条 略 2 略</p> <p>第6条 略</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第7条 <u>常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</u></p> <p><u>2 略</u> <u>3 略</u> <u>4 略</u></p> <p>第8条～第11条 略</p> <p>(委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員の辞任)</p> <p>第12条 略 2 <u>議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。</u></p> <p>第13条～第28条 略</p>	<p>○幕別町議会委員会条例 (昭和62年3月25日 条例第12号)</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(特別委員会の設置)</p> <p>第5条 略 2 略 <u>3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間存在する。</u></p> <p>第6条 略</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第7条 <u>議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</u></p> <p><u>2 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)の選任は、議長の指名による。</u></p> <p><u>3 略</u> <u>4 略</u> <u>5 略</u></p> <p>第8条～第11条 略</p> <p>(委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員の辞任)</p> <p>第12条 略 2 <u>委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>第13条～第28条 略</p>